

恵庭市マイナンバーカード相談・予約コールセンター及び出張申請サポート業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、「恵庭市マイナンバーカード相談・予約コールセンター及び出張申請サポート業務委託」に係る公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるもの。

2. 委託業務概要

(1) 委託業務名

恵庭市マイナンバーカード相談・予約コールセンター及び出張申請サポート業務委託

(2) 業務内容

別添「恵庭市マイナンバーカード相談・予約コールセンター及び出張支援サポート業務委託水準書」（以下「業務水準書」という）のとおり。

(3) 履行期間

履行期間 契約締結日から令和11年9月30日まで（3年間）

事業開始日 令和8年10月1日

※契約締結日については、審査結果通知後、受託候補者と協議のうえ決定する。

※契約締結日から令和8年9月30日までは準備期間とする。

※本案件は、恵庭市の「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約とする。なお、令和9年度以後において、この契約に係る恵庭市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し又は解除することができることとする。

(4) 提案上限額（令和8年度分として） 10,130,000円（消費税及び地方消費税含む）

※上記委託料には、本業務を履行するために必要な全ての経費（人件費、設備費、通信費、システム利用料、研修費等）を含むこと。

※準備期間に係る経費等は受託者の負担とする。

※提案者は見積額が予算上限を超えないよう留意すること。

(5) 担当課

恵庭市生活環境部市民課（恵庭市役所 本庁舎1階）

住所：〒061-1498 恵庭市京町1番地

電話：0123-33-3131（内線1121）

メール：[shimin@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:shimin@city.eniwa.hokkaido.jp)

3. 応募要件

本プロポーザルに応募できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

(1) 法的要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
  - ③ 恵庭市暴力団排除条例第 2 条 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (2) 納税要件
- 国税（法人税又は所得税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税並びに恵庭市の徴収金を滞納していないこと。
- (3) 入札参加停止要件
- 公募開始日から企画提案特定の日までに、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月実施）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (4) 実績要件
- ① 過去 3 年以内（令和 5 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで）に、地方公共団体等においてマイナンバーカード関連業務と同等又は類似の実績を有すること。
  - ② その他要件本業務を安定的に遂行するための体制を整備できる者であること。
  - ③ 北海道内に本店、支店又は営業所のいずれかを有すること。

#### 4. スケジュール（予定）

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 公募開始          | 令和 8 年 7 月 8 日（水）          |
| (2) 質問書の受付期限      | 令和 8 年 7 月 13 日（月）12：00 まで |
| (3) 質問書の回答通知      | 令和 8 年 7 月 14 日（火）         |
| (4) 参加意思表明書等の提出期限 | 令和 8 年 7 月 16 日（木）12：00 まで |
| (5) 資格審査結果通知      | 令和 8 年 7 月 17 日（金）17：00    |
| (6) 企画提案書の提出期限    | 令和 8 年 7 月 30 日（木）17：00 まで |
| (7) プレゼンテーション開催日  | 令和 8 年 8 月 5 日（水）          |
| (8) 選定結果通知        | 令和 8 年 8 月中旬               |
| (9) 契約締結          | 令和 8 年 8 月下旬               |

※上記スケジュールは変更の可能性があります。変更の場合は別途お知らせします。

#### 5. 質問受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の提出及び回答は以下のとおり

- (1) 受付期限 令和 8 年 7 月 13 日（月）12 時まで
- (2) 提出先 本要領 2（5）担当課宛て
- (3) 提出方法 電子メール（様式は任意）
- (4) 回答方法 令和 8 年 7 月 14 日（火）までに、参加者申込書記載のメールアドレス宛に電子メールで回答を送付する。また、同一内容の質問が複数ある場合は、代表的な質問と回答を全参加者に通知することがある。
- (5) 留意事項

- ・本要領および業務水準書に関する内容以外の質問は受け付けない。
- ・質問受付期限後の質問は受け付けない。
- ・電子メールの件名は「(事業者名) 恵庭市マイナンバーカード相談・予約コールセンター及び出張申請サポート業務委託に関する質問」とすること。

## 6. 参加意思表示手続き及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、資格審査により不適合と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

- (1) 提出期限 令和8年7月16日(火) 17:00
- (2) 提出先 本要領2(5) 担当課宛て
- (3) 提出方法 持参又は郵送(受取り日時が証明できる方法)
- (4) 提出書類(各1部)
  - ① 様式1「参加意思表示書」
  - ② 様式2「誓約書」
  - ③ 様式3「同意書」
  - ④ 直近年度の国税、都道府県税及び市税の納税証明(未納がないことが確認できるもの)
  - ⑤ 会社の概要がわかる書類(パンフレット等)
  - ⑥ 履歴事項全部証明書(写し可)

### (5) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した者が参加を辞退する場合は、速やかに様式4「辞退届」を提出すること。

### (4) 資格審査結果通知

資格審査結果を令和8年7月17日(木) 17:00にメールで通知し、同日付で郵送する。なお、審査結果について、電話等での問い合わせには一切応じない。

## 7. 企画提案書の提出(各製本1部、副本7部)

- (1) 提出期限 令和8年7月30日(木) 17:00
- (2) 提出先 本要領2(5) 担当課宛て
- (3) 提出方法 持参又は郵送(受取り日時が証明できる方法)
- (4) 提出書類
  - ① 様式5「企画提案書提出書」
  - ② 以下の(2)の各項目を記載した「企画提案書」(任意様式)
- (5) 企画提案書への記載内容
  - ① 全体計画 本業務のコンセプト、事業計画、スケジュール表
  - ② 企画内容 業務水準書に掲げる内容
  - ③ 実施体制 本業務の実施体制
- (6) 提出書類に関する留意事項

- ① 企画提案書は任意様式とするが、規格はA4判、原則両面印刷長辺綴じにて①～③の順番どおりに作成すること。
- ② 正本にのみ事業者名を記載して押印し、副本には提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。
- ③ 企画提案には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ④ 提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ⑤ 企画提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ⑥ 仕様書等の全面的な引用又は「業務水準書のとおり」といった記述に終始しないこと。
- ⑦ 実現方法や対応策等について、複数の内容を提案する場合は、本業務においてすべての提案を実施するのか、又は選択して実施するのかを明記すること。
- ⑧ 企画提案書の記述において、複数の解釈ができる場合は、そのいずれの方法でも実現を保証したものとみなすものとする。

## 8. 選定方法

本プロポーザルによる受託候補者を選定するため、「恵庭市マイナンバーカード相談・予約コールセンター及び出張申請サポート業務委託」公募型プロポーザル事業者選定審査委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### （1）選定委員

選定委員は、選定委員会設置要綱の定めるところによる。

### （2）プレゼンテーション

- ① 評価基準の各項目について事業者を評価し、選定委員会の合議によって順位付けを行う。
- ② 各委員の得点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。上位者の合計点数が同点となった場合は、委員の多数決により決定する。
- ③ 評価点は、配点設定をした評価項目ごとに評点するものとする。

### （3）評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、別表に定める。

### （4）留意事項

- ① 参加事業者数又は提案辞退等により、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。
- ② プレゼンテーション審査において、全審査委員の評価点合計の平均点が60点未満となる場合は、受託候補者として選定しない。
- ③ 各審査員の小項目の合計点で0点の評価項目がないこと。
- ④ 審査結果に関する異議は一切受け付けない。

## 9. プレゼンテーション

- (1) プレゼンテーションは、令和8年8月5日（水）に実施する。参加事業者には別途詳細な日時・場所等を電子メールで通知する。
- (2) プレゼンテーションの持ち時間は、1者あたり15分以内、質疑応答15分程度とする。また、出席人数は1者あたり3名以内とする。  
※スライド等を使用する場合は、パソコンを持参すること。
- (3) 当日の追加資料の配布は認めない。

## 10. 失格事項

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 見積金額（税込み）が提案上限額を上回っている場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 本要領3に示す応募要件を満たしていない場合
- (6) その他選定委員会が不適合と認めた場合

## 11. 選定結果通知

選定結果は、全参加者へメール及び郵送で通知する。

## 12. 契約手続き

本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議し、仕様書を作成のうえ、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

## 13. その他

- (1) 企画提案者等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 各提出書類について、提出期限以降の差替え及び再提出は原則認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザル以外での無断使用はしない。ただし、恵庭市情報公開条例（平成6年条例第18号）等の関連規程に基づき公開する場合がある。
- (5) 選定された企画提案書の内容については、協議の上、内容を一部変更する場合がある。
- (6) 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 本業務の受託者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的かつ有効に行う上で必要と思われる場合には、本市と協議の上、あらかじめ承認を受けて業務の一部を委託することができる。
- (8) 本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他の関係法令を遵守すること。